

写

国分寺市監委告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により，令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので，別紙のとおり公表する。

令和5年12月22日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 瀬 かおる



国政情収第1080号

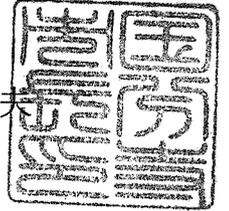
令和5年12月11日

国分寺市監査委員

川畑一良様

高瀬かおる様

国分寺市長 井澤邦夫



令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果の報告書の提出に
ついて（報告）

令和4年12月26日付け国監発第50号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告書

(地域共生推進課)

1 備品について

備品一覧に記載されている備品の中に、実際は廃棄され存在しないものが多数見受けられた。国分寺市物品管理規則（平成16年規則第36号）に基づき適正に管理されたい。

(措置内容)

福祉センターに配置されている備品の現存確認を行い、実物の確認が取れない備品について、令和5年5月17日付けにて備品一覧から当該備品に関する記録を削除しました。